

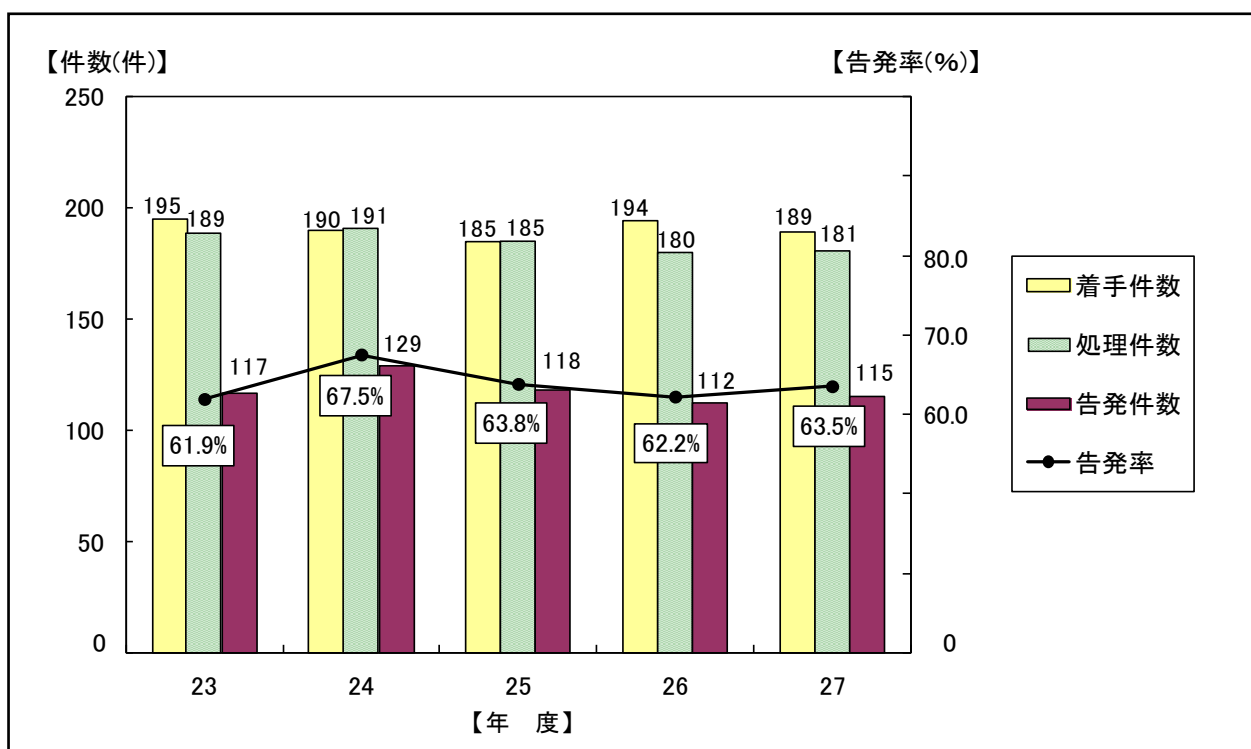
# 平成 27 年度 査察の概要

適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持を目的として、各国税局に配置されている国税査察官は、厳正な査察調査に基づき、悪質な脱税者に対する刑事責任の追及を行っています。

## 1 着手・処理・告発件数、告発率の状況

- 平成 27 年度において査察に着手した件数は、189 件でした。
- 平成 27 年度以前に着手した査察事案について、平成 27 年度中に処理（検察庁への告発の可否を最終的に判断）した件数は 181 件、そのうち検察庁に告発した件数は 115 件であり、告発率は 63.5% でした。

項目 \ 年度	平成 2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
着 手 件 数	195 件	190 件	185 件	194 件	189 件
処 理 件 数 (A)	189	191	185	180	181
告発件数 (B)	117	129	118	112	115
告発率 (B/A)	61.9 %	67.5 %	63.8 %	62.2 %	63.5 %



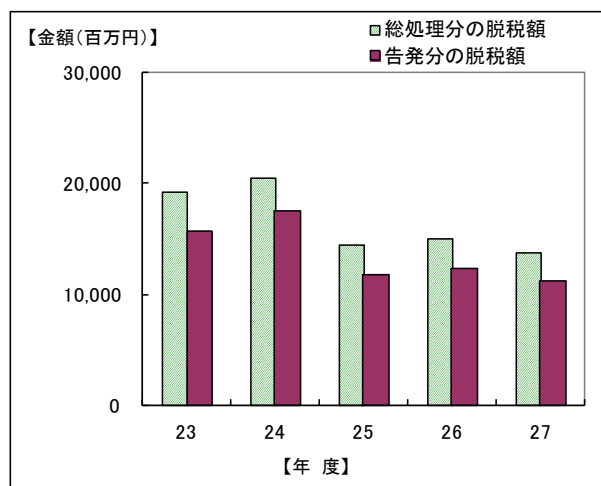
## 2 脱税額の状況

- 平成 27 年度に処理した査察事案に係る脱税額は総額で 138 億円、そのうち告発分は 112 億円でした。
- 告発した事案 1 件当たりの脱税額は 9,700 万円でした。
- 告発した事案のうち、脱税額が 3 億円以上のものは 5 件、うち 5 億円以上のものは 1 件でした。

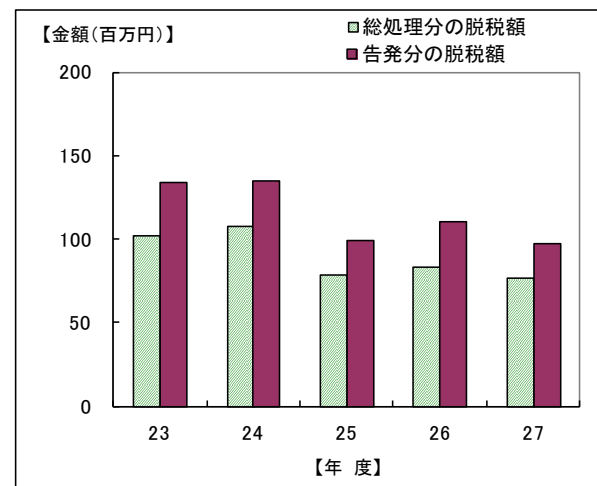
項目		年 度				
		平成 2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
脱 税 額	総 額	百万円 19,221	百万円 20,479	百万円 14,458	百万円 14,975	百万円 13,841
	同上 1 件 当 たり	102	107	78	83	76
	告 発 分	15,686	17,466	11,731	12,346	11,204
	同上 1 件 当 たり	134	135	99	110	97

(注) 脱税額には加算税額を含む。

### ○脱税額



### ○ 1 件当たりの脱税額



### (参考) 大口事案の推移

項目		年 度				
		平成 2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
告 発 件 数		117	129	118	112	115
うち脱税額が 3 億円以上		10	11	4	6	5
うち脱税額が 5 億円以上		3	3	2	1	1

(注) 脱税額には加算税額を含む。

### 3 税目別告発事案の推移

○ 平成27年度においても、従来どおり、所得税、法人税事案に取り組むとともに、消費税事案等についても積極的に取り組みました。

#### (1) 税目別の告発件数

年度 区分	平成23		24		25		26		27	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
所得税	35	30	22	17	18	15	18	16	25	22
法人税	64	55	79	61	64	54	69	61	69	60
相続税	6	5	10	8	6	5	2	2	5	4
消費税	内6 8	7	内5 12	9	内8 16	14	内5 13	12	内6 12	10
源泉所得税	4	3	6	5	14	12	10	9	4	4
合計	117	100	129	100	118	100	112	100	115	100

(注) 消費税の内書は消費税受還付事案(ほ脱犯との併合事案を含む)の告発件数である。

#### (2) 税目別の脱税額

年度 区分	平成23		24		25		26		27	
	脱税額	割合	脱税額	割合	脱税額	割合	脱税額	割合	脱税額	割合
所得税	百万円 4,111	% 26	百万円 2,889	% 17	百万円 2,027	% 17	百万円 1,829	% 15	百万円 3,092	% 28
法人税	7,923	51	10,074	58	5,354	46	7,534	61	5,687	51
相続税	2,581	16	2,249	13	1,923	16	487	4	1,090	10
消費税	内513 727	5	内740 1,479	8	内298 911	8	内458 1,130	9	内699 1,049	9
源泉所得税	344	2	775	4	1,516	13	1,366	11	286	2
合計	15,686	100	17,466	100	11,731	100	12,346	100	11,204	100

(注1) 脱税額には加算税額を含む。

(注2) 消費税の内書は消費税受還付事案(ほ脱犯との併合事案を含む)の脱税額である。

#### 4 告発事件の概要

- 平成 27 年度に告発した査察事案で多かった業種・取引は、「建設業」、「不動産業」、「クラブ・バー」、「機械器具卸」でした。また、その事業活動自体に違法または不当な行為が含まれるとして、社会問題化した業種についても積極的に告発しました。
- 脱税の手段・方法としては、売上除外や架空の原価・経費の計上が多くみられたほか、平成 23 年度に創設された単純無申告ほ脱犯及び消費税受還付未遂犯の事例もありました。
- 脱税によって得た不正資金の多くは、現金や預貯金、有価証券として留保されていたほか、絵画や高級車の購入、ギャンブルなどの遊興費、特殊関係人に対する資金援助などに充てられていた事例もみられました。また、不正資金の一部が海外の預金口座で留保されていた事例もありました。
- 脱税によって得た不正資金の隠匿事例としては、居宅のクローゼットに置かれたバッグの中に現金を隠していたものなどがありました。

##### (1) 告発の多かった業種

平成 25		26		27	
業 種	者数	業 種	者数	業 種	者数
ク ラ ブ ・ バ ー	12	不 動 産 業	16	建 設 業	15
不 動 産 業	9	ク ラ ブ ・ バ ー	10	不 動 産 業	12
建 設 業	5	建 設 業	8	ク ラ ブ ・ バ ー	7
情報提供サービス	5	運 送 業	4	機 械 器 具 卸	6
保 険 業	5	広 告 業	4	—	—
広 告 業	4	—	—	—	—
人 材 派 遣 業	4	—	—	—	—

(注) 同一の納税者が複数の税目で告発されている場合は1者としてカウントしている。

また、告発の多かった業種以外にも、

- ネットワークビジネスと称して、新規会員を勧誘することで多額の手数料を得ていた、いわゆる「マルチ商法」
- 運用実態がないにもかかわらず、海外投資の名目で出資金を募っていた、いわゆる「投資詐欺」

など、その事業活動自体に違法または不当な行為が含まれるとして、社会問題化した業種についても積極的に告発しました。

## (2) 脱税の手段・方法

告発の多かった業種における脱税の手段・方法として、建設業や不動産業では架空の経費を計上していたもの、クラブ・バーではホステス報酬に係る源泉所得税を徴収していたにもかかわらず納付していなかったものが多くみられました。

また、本年度は売上除外や架空の原価・経費の計上が多くみられたほか、

- 複数の納税者に脱税を持ち掛け成功報酬を得ることを業とする、いわゆる脱税請負人に依頼して不正を行っていたもの
- 国際事案では、海外で保有する株式の配当収入を除外したものや海外の法人に対して架空の経費を計上したもの
- 消費税事案では、輸出免税売上に対応する課税仕入の消費税が還付になることを奇貨として、輸出取引を装い、国内における架空の課税仕入とこれに見合う架空の輸出免税売上を計上する方法で不正に還付を受けていたもの、または、還付を受けようとしていたことから、消費税受還付未遂犯（平成 23 年度創設）を適用したもの
- 多額の利益がありながら、故意に税を免れようとして、法定申告期限までに申告書を提出しなかったことから、単純無申告ほ脱犯（平成 23 年度創設）を適用したもの

などがありました。

## (3) 不正資金の留保状況及び隠匿場所

脱税によって得た不正資金の多くは、現金や預貯金、有価証券として留保されていたほか、絵画や高級車の購入、ギャンブルなどの遊興費、特殊関係人に対する資金援助などに充てられていた事例もみられました。

また、不正資金の一部が海外の預金口座で留保されていた事例もありました。

脱税によって得た不正資金の隠匿場所は様々でしたが、

- 居宅のクローゼットに置かれたバッグの中
- 居宅階段下の物置に積まれた段ボール箱の中
- 契約したトランクルームに保管された段ボール箱の中

に現金を隠していた事例などがありました。

## 5 査察調査の状況

### (1) 動員人数及び調査期間

平成 27 年度に着手した査察事案では 1 事件当たり、着手日に 49 箇所を調査し、延べ 155 名を動員しました。

平成 27 年度に告発した査察事案では 1 事件当たり、着手から告発まで 9 か月の調査期間を要しました。

### (2) 検察庁との連携

検察庁との間で、早期かつ綿密な連携を図り、悪質な脱税者に対して厳正に対応しました。また、検察官が強制捜査を行った上で、合同で捜査・調査を実施し真相の解明に至った事案もありました。

### (3) 国際化への対応

国際取引を利用した事案に的確に対応するため、査察部の専門部署による調査支援及び租税条約等の規定に基づく外国税務当局との情報交換制度を積極的に活用しています。

平成 27 年度の事例では、査察官を外国税務当局へ派遣して事案の説明をした上で情報提供を要請したのものや、脱税で得た不正資金を海外に持ち出したことが想定されたことから、情報提供を要請した結果、外国税務当局の調査により相手国へ持ち込んだ資金の金額及びカジノで費消した金額が判明したものがありませんでした。

### (4) ICT化への対応

経済取引等の ICT化に的確に対応するため、査察部の専門部署による調査支援及びデジタルフォレンジック用機材を活用した電子機器等の電磁的記録の証拠保全、解析を行っています。

平成 27 年度の事例では、事業に関するデータが削除されている事実が判明したため、デジタルフォレンジックツールを使用しデータの復元及び解析を行った結果、収支に係るデータや取引先とのメールデータを把握し、不正取引の全貌を解明したものがありませんでした。

## 6 査察事件の一審判決の状況

○ 平成 27 年度中に一審判決が言い渡された件数は 133 件であり、全てについて有罪判決が出され、実刑判決が 2 人に出されました。実刑判決のうち、査察事件単独に係るものが懲役 2 年、他の犯罪と併合されたものが懲役 6 年でした。

項目 年度	① 判決 件数	② 有罪 件数	有罪率 (②/①) %	実刑判決 人数	③ 1 件当たり 犯則税額 百万円	④ 1 人当たり 懲役月数 月	⑤ 1 人(社)当 たり罰金額 百万円
平成 25	内 17 116	内 17 115	99.1	内 9 9	52	12.9	12
26	内 8 98	内 8 96	98.0	内 3 11	69	15.9	16
27	内 12 133	内 12 133	100.0	内 1 2	64	15.2	15

(注 1) 表中の内書は他の犯罪との併合事件を示している。

(注 2) ③～⑤は他の犯罪との併合事件を除いてカウントしている。